

第9節 相続税・贈与税

1 政策決定過程

相続税は、相続又は遺贈で財産を取得した者に対し、その取得財産に課税される。相続に課税する根拠は遺産の取得に担税力を見出すからとされるが、その負担回避のための生前贈与を防ぐ観点から、贈与税が設けられている。贈与税は、生前贈与で財産を取得した者に対し、その取得財産に課税される。

先の「第8節 土地税制」では昭和末期以降のバブルによる地価高騰について述べたが、日本では相続財産の6割以上が土地であるため、この問題は相続税の在り方にも大きな影響を及ぼした。日本の相続税の特徴は課税ベースが狭いことであり、相続税を課されるほどの財産を残して亡くなる個人は死亡者全体の数%に過ぎないが、昭和末期の地価上昇でその比率が都市部を中心に急増し、きつい累進税率構造の下で、その税負担も増大した。そこで昭和63年の抜本的税制改革で、基礎控除や税率構造の見直しによる相続税・贈与税の負担軽減が実施された。¹⁾

しかし、地価高騰が相続税制に及ぼした影響は大きく、平成以降も改正が繰り返されることとなる。この第9節ではその経緯を検討するが、以下では次の2以降に先立ち、その概要を簡単に述べておく。

平成に入ってから地価高騰は依然続いたが、その原因の一つに、相続税における土地評価が低いことが挙げられた。すなわち、土地の評価である路線価は公示地価の7割を目途としたが、公示地価自体が時価の7割のため、路線価は時価の5割（ 0.7×0.7 ）にとどまり、土地は預貯金などと比べると有利であることが知られていた。しかも当時、路線価は公示地価の6割を切るケースも多く、こうした有利性が土地の仮需要（実需というよりは、相続税対策のための需要）を生み出し、地価を高騰させる原因の一つとされた。また、農地に対して認められる相続税の特例が、都市における農地の宅地転換を遅らせ、宅地供給を不足させているとも言われた。

「第8節 土地税制」で述べたように、平成3年度の土地税制改革では税制

による土地の資産としての有利性縮減が重要とされ、その保有・譲渡・取得に対する全面的な課税強化が目指されたが、相続税についても例外ではなかった。すなわち、路線価を公示地価の8割に引き上げること、更に農地に対する相続税の優遇措置について三大都市圏の特定市の市街化区域内農地を対象から外すことの2点が実施されることになった（農地の相続税の問題は第8節で検討したため、以下では扱わない）。ただし、地価高騰で相続税負担が既に増大している実態を踏まえ、土地に対しては課税を強化する一方で相続税の税率構造などを見直して負担を軽減することとし、それを翌平成4年度改正に向けて検討することとなった。

こうして、相続税改革は平成4年度税制改正の中心的な論題となった。ただし、その目的は土地の有利性縮減であって増税ではなく、土地評価額の引上げによる増収分で相続税負担を軽減するという税収中立の改革の方針は固まっており、議論が大きくもめることはなかった。その結果、この年の改正では基礎控除の拡充や税率区分幅の拡張、更に小規模宅地に対する特例強化などによる負担軽減が実施された。

この改正の直後からバブル崩壊で地価は下落に転じるが、皮肉なことにそれが相続税の難しさを浮き彫りにする。都市で住宅や商店を相続した個人は、地価高騰で時に数億円にもなる相続税に直面し、その資金を準備できず、やむなく相続財産を売却するといったケースが多く報道されたが、そうした問題は、バブル崩壊でむしろ悪化することになった。すなわち、高値で土地を相続した個人が、相続税を支払う段になっても、土地需要の冷え込みで財産を売却できず、また、売却できてもその価格が極めて低くなり、納税資金を確保できず多額の借金を負うといった事例が頻繁に報道された。相続時の時価で財産を直接、国に納める「物納」も活用されたが、一方で土地の権利関係が整理できないなど、それが認められないケースも多く、そうした個人はたちまち資金繰りに窮した。こうして地価は下落したにもかかわらず、「相続税破産」²⁾とも言えるような問題が頻繁に起きて社会問題化し、再び相続税の改革機運が高まった。

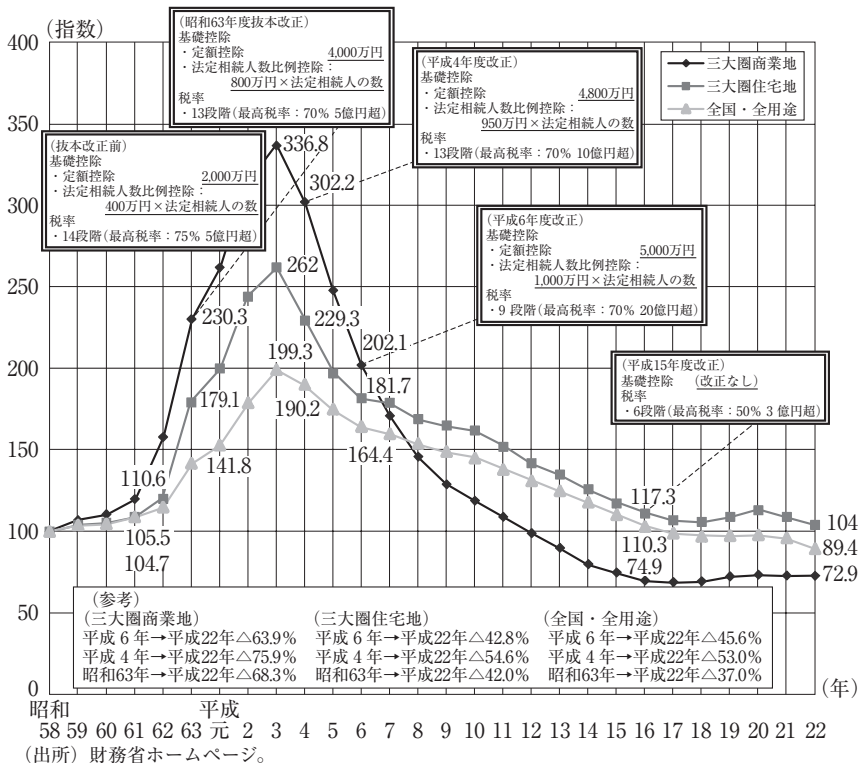
こうして、連立8党派の細川内閣による平成6年度税制改正で、相続税の再改革が行われた。その結果、基礎控除の引上げや税率区分の見直し、配偶者の相続に認められる負担軽減措置の拡張、小規模宅地に対する特例強化などによる3000億円強の減税が実施された。また、一度、金銭での納税を選択すると、

それを「物納」に変えることは認められなかったが、地価の急落で資産を売りに売れない状態となり、結果的に納税資金を確保できず資金繰りに窮する個人が急増したことに配慮し、期限付きで再度、物納選択を認めるといった特例措置も実施された。

もっとも、この平成6年度改正以降は地価が下落を続け相続税負担が軽減されたため、問題は次第に沈静化し、これ以降、相続税の大きな改正はしばらく行われなかった。地価の変動と相続税改革の関係を図で示すと、図2-9-1のようになる。

以下では上記で述べた平成4年度及び平成6年度の二度の税制改正を中心に、改正経緯を次の手順で検討する。まず、次の2では日本の相続税制度の概要を説明する。続く3で平成4年度税制改正までの流れを検討し、4で平成6年度

図 2-9-1 地価公示価格指数（昭和58年＝100）と相続税の主な改正



改正について検討する。最後に5で贈与税の改正を説明する。

〔注〕

- 1) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第4巻「租税」（平成15年、東洋経済新報社）第3章第5節を参照。
- 2) 「相続税破産」という言葉は、例えば『日本経済新聞』平成5年8月18日夕刊などで使用されている。

2 相続税の制度概要

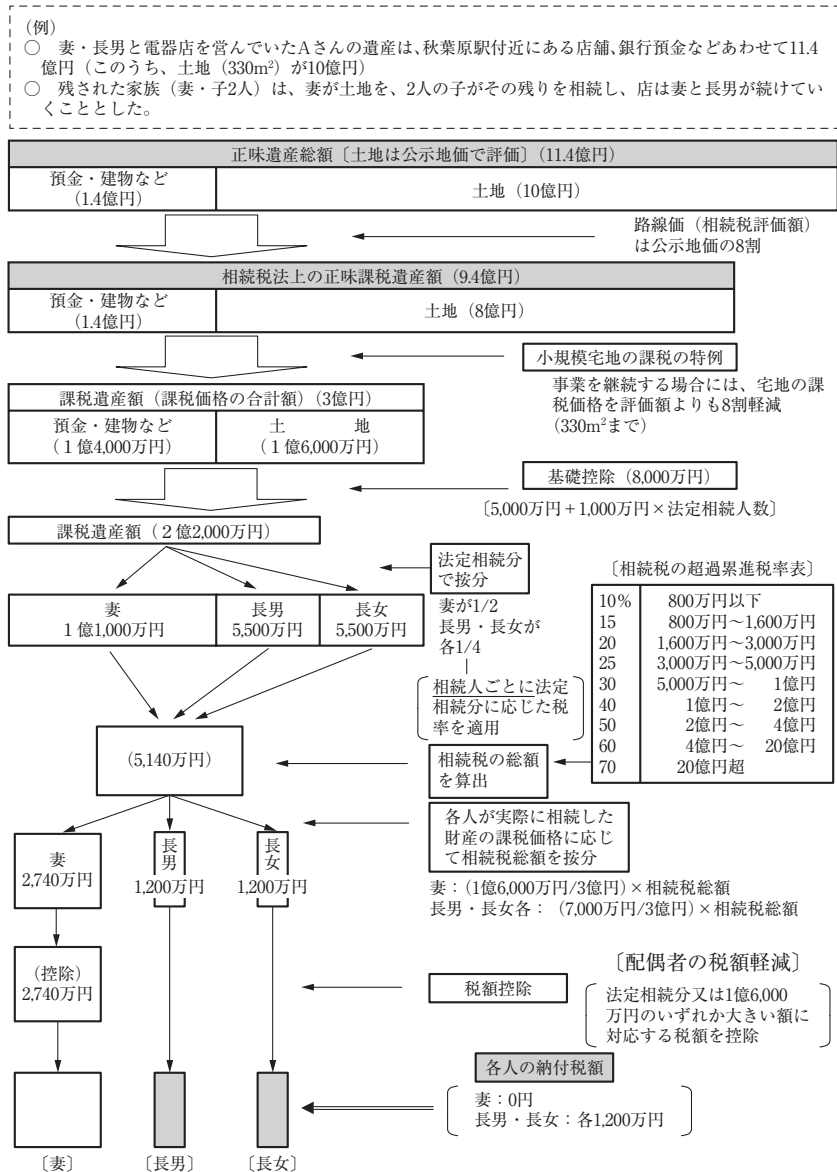
相続税制度はやや複雑なため、改正経緯の検討に入る前に、その概要を述べておく。図2-9-2は平成12年夏に政府税制調査会が発表した中期答申「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」が示した図（ただし、説明の都合上、若干補正した）であるが、制度の大枠は変わっていないため、これを説明に用いる。図に示した数値（税率や特例の範囲など）はすべて平成12年のものである。

この図では、東京都心の小規模店舗（土地も含む）と預金を所有するAさんが11.4億円の正味遺産（借金などを引いた遺産）を、妻と子供2人に相続するケースを想定している。ただし、土地については公示地価（時価の7割とされる）で評価している。

最初に課税遺産額を計算するが、注意すべきは土地の評価と小規模宅地の課税特例の2点である。まず、土地は公示地価の8割とされる路線価で評価される。更に小規模宅地については特例による課税価格の圧縮が認められる。住居用宅地の場合は面積200m²まで、図のケースのような事業用宅地の場合は面積330m²まで、その8割が課税から除外される。すなわち小規模宅地の課税価格はわずか5分の1に圧縮されるが、こうした政策の根拠は、生活に欠かせない住居や商店などの宅地の相続税負担は軽減されるべきだ、というものである。平成初期にはこの減額割合は60%だったが、以下で論じるようにその後、この比率は引き上げられていった。

図の説明に戻ると、これらの二つの措置によって土地の課税価格は公示地価の10億円から1.6億円に縮小し、預金などと合わせた課税価格の合計は3億円

図 2-9-2 相続税の具体的計算の仕組み（平成12年）



(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月)293ページにより作成。

となる。これに対して基礎控除が認められるが、それは5000万円に、法定相続人¹⁾の数と1000万円をかけた額を加えることで計算される。図の例では基礎控除額は5000万円+1000万円×3(法定相続人数)=8000万円となり、この結果、課税遺産額は2.2億円となる。なお、課税遺産額の計算の際に重要となるもう一つの要素に、非上場株式の評価の問題があるが、これは第3章で説明する。

この2.2億円の課税遺産額を法定相続分(妻が2分の1、子供が4分の1ずつ)で按分し、相続人ごとに税率表を適用して税額を求める。平成12年の税率表(超過累進税率構造)は最低税率10%、最高税率70%、税率区分が9段階であった。しかし、計算はこれで終わりではなく、再度この税額を合算して相続税の総額を算出(5140万円)、それを実際に相続した財産の課税価格に応じて再度、按分し、財産を受け取る各自の支払い税額を決定する。ただし、配偶者に対しては、法定相続分(この例では5140万円の2分の1)と1.6億円のいずれか大きい方の金額までの税額控除が認められる。配偶者の相続税負担が軽減される理由は、その後、子供への相続の際に再度、相続税が課されることに対する配慮である。図の例では、最終的な税額は、長男・長女が各1200万円、妻がゼロとなる。このように、相続税の総額を、法定相続分を基に計算する点が特徴であるが、これによって、実際に遺産分割をどのように行っても税額が変化しないという利点がある。²⁾

先の例で、もとは11.4億円の財産の課税遺産額が2.2億円となったことからわかるとおり、日本の相続税の特徴の一つは課税ベースが狭いことであるが、もう一つの特徴は、最高税率が70%と高く、比較的きつい累進税率構造を持つことである。課税ベースが狭いため、表2-9-1に示すように、死亡者に対する課税件数の比率は5%(平成12年)にすぎない。この比率はバブルによる地価高騰時に一時、8%近くまで上昇、特に(この値は表には記していないが)東京ではこの比率は10%を大きく超えるほどとなり、更にその税負担の増大も問題となった。そこで、昭和63年の改正で控除の拡張や税率構造の見直しが行われ(詳細は後述)、死亡者に対する課税件数の比率は5%以下まで下がったが、その後、再びこの比率は上昇、平成4年度改正で再度、負担軽減がなされ、更に平成6年度改正で三たび改正が行われた。この3回の税制改正が相続税負担にもたらすイメージを図2-9-3に示したが、基礎控除の拡張や税率区分幅の拡大で、一貫して税負担は軽減された。税率構造や基礎控除などの具体的な推移は表2-

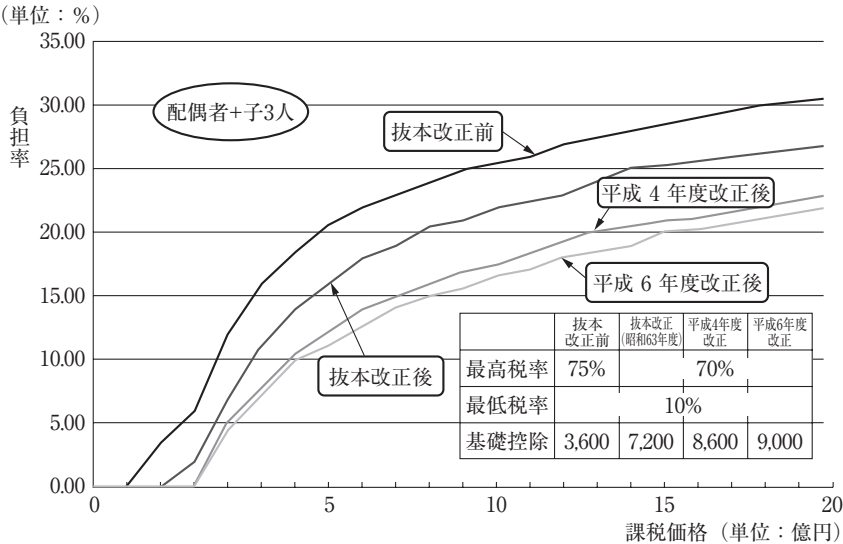
表 2-9-1 相続税の課税状況の推移

区分 年分	死亡者数・課税件数等				合計課税価格		相続税額		
	死亡者数 (a)	課税件数 (b)	(b) — (a)	被相続人 1人当たり法 定相続人数	合計額 (c)	被相続人 1人当 たり金額	納付税額 (d)	被相続人 1人当 たり金額	(d) — (c)
	人	件	%	人	億円	万円	億円	万円	%
昭和 58	740,038	39,534	5.3	4.08	50,021	12,652.7	7,153	1,809.3	14.3
59	740,247	43,012	5.8	4.05	54,287	12,621.4	7,769	1,806.2	14.3
60	752,283	48,111	6.4	4.03	62,463	12,983.1	9,261	1,925.0	14.8
61	750,620	51,847	6.9	3.99	67,637	13,045.6	10,443	2,014.2	15.4
62	751,172	59,008	7.9	3.93	82,509	13,982.6	14,343	2,430.7	17.4
63	793,014	36,468	4.6	3.68	96,380	26,428.6	15,629	4,285.5	16.2
平成 元	788,594	41,655	5.3	3.90	117,686	28,252.5	23,930	5,744.9	20.3
2	820,305	48,287	5.9	3.86	141,058	29,212.4	29,527	6,114.8	20.9
3	829,797	56,554	6.8	3.81	178,417	31,548.0	39,651	7,011.2	22.2
4	856,643	54,449	6.4	3.85	188,201	34,564.7	34,099	6,262.5	18.1
5	878,532	52,877	6.0	3.81	167,545	31,685.9	27,768	5,251.5	16.6
6	875,933	45,335	5.2	3.79	145,454	32,084.4	21,058	4,644.9	14.5
7	922,139	50,729	5.5	3.72	152,998	30,159.9	21,730	4,283.5	14.2
8	896,211	48,476	5.4	3.71	140,774	29,039.9	19,376	3,997.0	13.8
9	913,402	48,605	5.3	3.68	138,635	28,522.8	19,339	3,978.8	13.9
10	936,484	49,526	5.3	3.61	132,468	26,747.1	16,826	3,397.4	12.7
11	982,031	50,731	5.2	3.59	132,699	26,157.3	16,876	3,326.5	12.7
12	961,653	48,463	5.0	3.55	123,409	25,464.7	15,213	3,139.0	12.3

- (備考) 1 “死亡者数(a)”は「人口動態統計」(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」による。
- 2 “被相続人1人当たりの法定相続人数”は、当初申告ベースの計数である(修正申告を含まない)。ただし、昭和63年分には、更正の請求により納付税額がゼロとなった者の計数が含まれている。
- 3 “課税件数(b)”は、相続税の課税があった被相続人の数である。
- 4 “課税価格(c)”及び“納付税額(d)”には更正・決定分を含む。また、“納付税額(d)”には納税猶予額を含まない。

(出所) 財務省ホームページ。

図 2-9-3 税制改正に伴う相続税の負担率の推移



(出所) 税制調査会「税制調査会関係資料集」(平成12年3月) 799ページ。

9-2、小規模宅地等の課税の特例の推移は表2-9-3のようになる。ただし、平成6年度改正以降は、地価下落が進んで負担自体が減少したこともあり、結果的に税率構造改正などの大きな税制改正は平成15年度まで行われなかった。

〔注〕

- 1) 民法では相続財産争いなどを防ぐために、財産を相続する資格のある人とその相続分を定めており、これを「法定相続人」「法定相続分」という。ただし、遺言と相続人の同意などがあれば、実際の相続分を変更することができる。
- 2) なお、被相続人の配偶者、父母、子供以外の個人が財産を受け取った場合、税額は2割増とされる。

表 2-9-2 相続税の主な改正の内容

区 分	抜 本 改 正 前	抜本改正 (昭和63年12月) (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)
(1) 遺産に係る基礎控除 定額控除 法定相続人数比例控除	2,000万円 400万円×法定相続人の数	4,000万円 800万円×法定相続人の数	4,800万円 950万円×法定相続人の数	5,000万円 1,000万円×法定相続人の数
(2) 税 率	以下 200万円 10% 15% 20% 25% 30% 35% 40% 45% 50% 55% 60% 65% 70% 75% 1億円 1億4,000万円 1億8,000万円 2億5,000万円 5億円 5億円 超 (14段階)	以下 400万円 10% 15% 20% 25% 30% 35% 40% 45% 50% 55% 60% 65% 70% 800万円 1,400万円 2,300万円 3,500万円 5,000万円 7,000万円 1億円 1億5,000万円 2億円 2億5,000万円 5億円 5億円 超 (13段階)	以下 700万円 10% 15% 20% 25% 30% 35% 40% 45% 50% 55% 60% 70% 950万円 1,400万円 2,500万円 4,000万円 6,500万円 1億円 1億5,000万円 2億円 2億7,000万円 3億5,000万円 4億5,000万円 10億円 10億円 超 (9段階)	以下 800万円 10% 15% 20% 25% 30% 40% 50% 60% 70% 1,000万円 1,600万円 3,000万円 5,000万円 1億円 2億円 4億円 20億円 20億円 超
(3) 配偶者に対する相続税 額の軽減	遺産の2分の1又は4,000万円 のいずれか大きい金額に 応ずる税額まで控除	配偶者の法定相続分又は 8,000万円のいずれか大きい 金額に対応する税額まで控除	同 左	配偶者の法定相続分又は1億 6,000万円のいずれか大きい 金額に対応する税額まで控除
(4) 死亡保険金の非課税 限度額	250万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数	同 左	同 左
(5) 死亡退職金の非課税 限度額	200万円×法定相続人の数	500万円×法定相続人の数	同 左	同 左
(6) 税額控除 未成年者控除 障害者控除 特別障害者控除	20歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき3万円 70歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき6万円 70歳までの1年につき12万円	同 左	同 左

(出所) 財務省ホームページにより作成。

表 2-9-3 小規模宅地等の課税の特例の推移

区 分		昭和58年～ (制度創設)	昭和63年～	平成4年～	平成6年～10年
事業用宅地	減額割合	40%	60%	70%	80%
	適用対象面積	200m ²			
居住用宅地	減額割合	30%	50%	60%	80%
	適用対象面積	200m ²			

(注) 本特例の適用を受けるには、相続人等が相続税の申告期限(相続開始後10か月)まで事業又は居住を継続する必要がある。

(参考) 事業又は居住を継続しない宅地等についても、上記の表に準じた減額が認められていたが、平成22年度改正において、相続人等による事業又は居住の継続への配慮という本特例の制度趣旨を踏まえて廃止された。

(出所) 財務省ホームページにより作成。

3 平成元年度から平成4年度改正までの動き

(1) 昭和63年の「抜本的税制改革」から平成3年度の「土地税制改革」まで
最初に、昭和63年の「抜本的税制改革」から平成3年度の「土地税制改革」までの相続税改正の概要を、簡単に述べておく。昭和58年ごろに東京都心の商業地で始まった地価高騰は大阪や愛知に波及、数年後には地価は早くも3倍の水準に達した。日本では相続財産の6割以上が土地であるため、これによって相続税負担が急増したが、特にそれは東京や大阪などで顕著であった。先に述べたように、地価高騰で死亡者に占める課税件数の割合が5%から8%に急増したが、東京ではこの比率は15%にもなり、その負担増大が問題となった。そこで昭和63年の抜本的税制改革で、基礎控除の拡大や税率区分の見直しによる負担軽減が実施されたが、その主な項目は以下のとおりである(税率や控除の具体的な改正内容は既に2で示した)。¹⁾

- ① 遺産に係る基礎控除等を2倍に引き上げる。
- ② 税率区分の幅を拡大し、最高税率を75%から70%に引き下げる。
- ③ 配偶者の非課税枠を拡大する。
- ④ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例を拡充する。
- ⑤ 法定相続人に含める養子の数を制限する。
- ⑥ 土地建物等に関する相続税の課税価格の計算の特例(課税強化)を創設する。

上記の①から④はいずれも負担軽減措置であるが、③は配偶者に対して認められる税額控除の拡張、④は小規模宅地に認められる特例の拡充であり、その制度概要は先の計算例で既に説明した。⑤と⑥は節税回避のために設けられたが、⑥を説明しておく、相続税の土地評価（路線価）が低いことを活用した節税行為を防ぐ措置であった。路線価は昭和末期のころ、公示価格の7割が基準とされたが、実際には地価高騰でそれが6割以下となることも多く、加えて公示地価自体が時価の7割であったため、相続税における土地評価は時価の半以下（ 0.7×0.6 ）であった。こうした土地の有利性を利用して、相続際に駆け込み的に土地を購入する節税行為が頻発したため、これを防ぐ措置がとられた。すなわち、相続開始前3年以内に取得等をした土地・建物については、路線価等ではなく取得価額で相続税を課税する制度が設けられた。

しかし、平成以降も地価は高止まりを続けたため、この昭和63年改正で問題が解決したわけではなく、特に土地の評価の問題は依然、残された。先に述べたように、路線価が時価の5割を下回る状況が土地の有利性に拍車をかけている点が問題視されたが、一方で、その評価を引き上げると、地価高騰で既に増大していた都市住民の相続税負担を更に増大させる問題が指摘された。そうした難しい状況は、当時の記事に次のように報道されている。²⁾

国税庁は路線価を決める際、国土庁が発表する地価公示価格の70%を目安にする。ところが地価の上昇に路線価がついていけないのが現状で、昭和59年以降、路線価は公示価格の6割を割り込み、都内では5割に達しない年もあった。

「総合土地対策要綱」（昭和63年6月）や「土地基本法」（平成元年12月）などに評価適正化の要求が盛り込まれたこともあり、同庁は62年以降路線価を大幅にアップ。…（中略）…公示地価の65.3%の水準まで近づけた。

路線価の引上げは、課税対象者の範囲拡大にそのままつながる。

昭和50年に課税対象となる財産を残した人は約1万4600人、税額（土地以外を含む）は1970億円だったが、62年には5万9000人、1兆4300億円にまで増えた。

本来、資産家を対象にした相続税が、狭い土地を相続したサラリーマンや個人商店主ら庶民を納税対象に取り込んだため、生活の拠点である土地を切り売りしたり、税金を払うため膨大な借金をするケースも出てきた。

このため、一昨年〔昭和63年〕の税制改正では相続税の課税最低限を13年ぶりに2倍（配偶者と子供2人で6400万円）に引き上げるなどの措置がとられた。

しかし、路線価が上昇を続ける地価を追いかける限り、庶民への影響はさらに強まり、地方へと拡散していく。

一方、土地を持たない人々にとっても、現行の評価基準には不満や疑念が残る。公示価格は実勢価格の約7割というのが“常識”で、路線価が公示価格の7割に設定されても、評価額は実際の地価の5割に満たないことになる。これでは他の資産や税制とのアンバランスが大き過ぎ、実勢価格と路線価のズレを悪用した巧妙な税金逃れも後を絶たない。

このように、土地評価を据え置いても引き上げても問題が生じる困難な状況だったが、土地の有利性が、借金をしてでも土地を購入するという需要を生み出し地価を高騰させている、という状況を打開するには、その評価引上げは避けられなかった。結局、平成3年度税制改正（「土地税制改革」）では、土地評価（路線価）の引上げが打ち出される。ただし、それが都市住民の相続税負担を更に増大させる問題に配慮し、控除や税率構造を見直して相続税本体の負担を合わせて軽減する改革が決定する。政府税制調査会の「土地税制のあり方についての基本答申」（平成2年10月）（この審議の経緯は「第8節 土地税制」で論じた）は、これについて次のように述べている。³⁾

土地の相続税評価は時価に比して必ずしも十分な水準になっているとはいえない状況にあるので、資産課税の適正化の観点から地価公示価格を基準としてその適正化を図ることが必要である。

その場合には実質的な負担増を伴うことになるので、課税最低限の引上げや税率の区分の幅の拡大等による負担軽減を行う必要がある。

具体的には、平成4年から路線価を公示価格の8割を目途に引き上げる一方で、それと同時に翌平成4年度税制改正で相続税の負担軽減を実施することとなった。

（2）平成4年度税制改正

こうして、相続税改正は平成4年度改正の重要な論点となった。ただし、昭和63年に改正が行われたばかりであり、今回の改正の方針は、路線価の引上げで生じる増収の範囲で減税を行うことで早くから固まったため、議論が大きく

混乱することはなかったようである。具体的な減税の方針について、政府税制調査会は「平成4年度の税制改正に関する答申」で次のように述べている。

① 課税最低限

相続税の課税最低限（基礎控除）については、土地の評価割合の引上げ幅等を考慮して、その引上げを行うことが適当である。

なお、基礎控除以外の諸控除等（配偶者等）については、先般の抜本改革で大幅な見直しを行ったばかりであり、さらなる引上げは負担調整の枠を超えるもので、いわば二重の負担調整になることから、現行水準を維持することが適当である。

② 税率

相続税の負担調整として税率区分の幅を拡大するに当たっては、課税最低限の引上げ幅との調和に配慮しつつ、最高税率が適用される遺産額の水準をも見極めながら、相応の規模の財産階層まで負担の調整が図られるようにすることが適当である。

なお、最高税率（現行：70%）については、先般の抜本改革で75%から70%に引き下げたばかりであること、相続税が資産課税であること、所得課税（所得税及び個人住民税）の最高税率が合わせて65%であること等を勘案すれば、現行の水準は概ね妥当な水準であるものと考えられる。

減税は上記の「答申」の方向、すなわち、基礎控除の拡充と税率区分の見直し（ただし、最高税率は維持）で行われることとなった。その概要は既に表2-9-2に示したが、具体的に述べると、基礎控除の拡充で課税最低限がこれまでの6400万円（相続人が配偶者と子2人のケース。4000万円+800万円×3）から7650万円（4800万円+950万円×3）となり、税率構造は13段階と70%の最高税率を維持しつつ、その累進性が大きく緩和された。例えば、最高税率70%の適用区分はこれまでの課税遺産額5億円から10億円になった。

ただし、議論の終盤で、東京や大阪など、路線価の引上げで税負担が増える都市部の自治体等から、小規模宅地に対する負担軽減措置の拡充要望が高まった。⁴⁾ 先の2で説明したように、小規模宅地については一定面積まで、一定比率が評価額から減額されるが、平成3年当時は適用対象面積が200m²まで、減額比率が居住用宅地50%、事業用宅地60%とされていた。結局、居住用・事業

用の減額比率を10%ずつ引き上げ、60%と70%にそれぞれ設定した（先の表2-9-3に示した）。⁵⁾

更に、これ以外の項目として、相続税の申告期限を相続発生後6か月から10か月に延長することや、路線価の基準を7月1日から公示地価の基準である1月1日に合わせる事、また路線価の評価地点の増加などの改革が行われた。なお、この平成4年度改正では贈与税の減税も実施されたが、これについては「5 贈与税の改正について」で述べることとする。

こうして、当時、路線価の引上げによる3000億円の税収増を相殺する形で3000億円の減税が実施された。これを振り返って主税局長の濱本英輔は次のように述べている。⁶⁾

実はこの過程でとても心配だったことがございました。それは評価割合〔路線価〕の引き上げで、全体としてどれぐらいの増収になるのか。先ほど3000億と申しましたけれども、それがほんとうにそうなのかどうかは読み切れないところがございました。増収分は3000億と掲げてしまうわけでございますので、それを丸々戻すわけでございますから、もしこの見積もりに問題があるとしますととんでもないことになってしまうわけでございます。これはもう国税庁に非常にいろいろな努力をお願いしまして、細かい議論を重ねてもらったものでございます。結果的には、幸いに3000億の増収と、それに対する減税はほとんどマッチしていて狂いはなかったと思います。これは大変な、やはり担当者のいろいろなものを知り尽くした人たちの作業だったと思います。

〔注〕

- 1) 財務省財務総合政策研究所財政史室編『昭和財政史—昭和49～63年度』第4巻「租税」（平成15年、東洋経済新報社）583ページ。
- 2) 『日本経済新聞』平成2年1月19日夕刊。
- 3) 税制調査会「土地税制のあり方についての基本答申」（平成2年10月）45-46ページ。
- 4) 『日本経済新聞』平成3年12月3日朝刊。
- 5) 税制調査会「平成4年度の税制改正に関する答申」（平成3年12月）は、小規模宅地に対する減税特例の拡充について「先般の抜本改革において減額割合の引上げが行われたばかりであり、更にこれを拡充することは、土地の資産としての有利性の縮減という方向に逆行することになることから、基本的には適当でないと考えられる」と述べている。ただし、大都市の相続税の負担状況の問題に現実的に対応するために、「ある程度見直しすることも当面やむを得ない」との意見があったことを加えている。

6) 濱本英輔・元主税局長口述記録。

4 平成4年度改正以降平成6年度改正まで

こうして平成4年度の税制改正が決着した。しかしこのころ既にバブルははじけ、地価は下落を開始していたが、皮肉なことに、これが地価高騰で高まった相続税の負担感を更に高めることになる。すなわち、高値で土地を相続した人が、相続税納税の資金確保のために財産を売却しても、その後の資産価値急落で安く買い叩かれて納税資金を確保できず、多額の借金を負うという「相続税破産」ともいうべきケースが急増したのである。相続財産を相続時の時価でそのまま納税する「物納」も活用されたが、土地の権利関係が整理できていないなど「物納」が認められないケースも多く、その結果、数億円の相続税負担を前にたちまち資金繰りに窮する個人が続出した。こうして、地価は下落したにもかかわらず相続税の負担の在り方が問題となり、平成6年度税制改正で再度、改正が行われることになった。以下でその経緯を検討する。

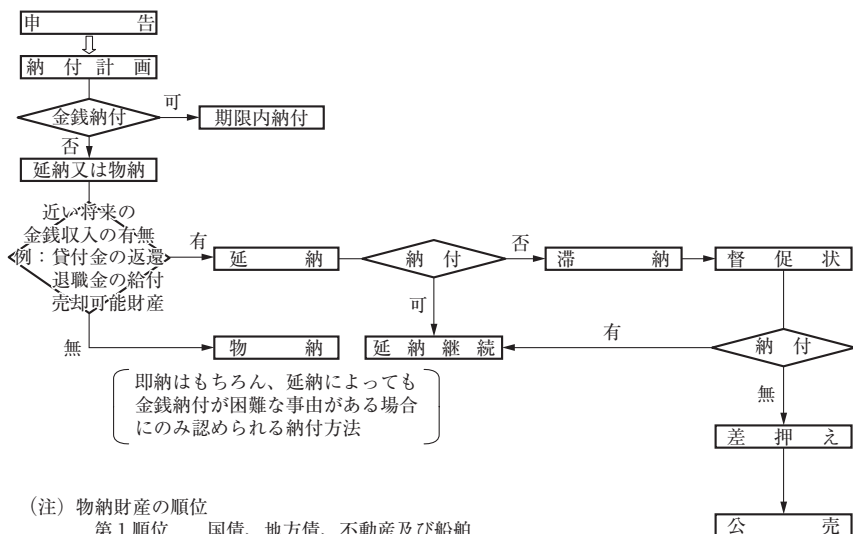
(1) 物納の急増問題

地価は平成3年をピークに下落を始めるが、これがかえって相続税の負担感を高めることとなった。以下ではその過程を論じるが、その前に、当時の状況説明に必要な相続税制度の説明を加えておく。すなわち、「延納」制度と「物納」制度であり、まずはこれらの概要を順番に説明する。

相続税は相続発生時に金銭で一括納付することが原則であるが、税額が多額になる場合は、納税者による申請を条件に、納税を分割する「延納」が認められる。例えば、相続財産が居住用不動産の場合、それを簡単に売却できず納税が困難となるケースも多いため、規定により最高20年までの延納が認められる。ただし、延納を選択すると後に述べる「物納」は一切認められず、金銭での納税が義務付けられ、更に3～6%の利子税が上乘せされる。バブルの時代には、故意に「延納」を選択し、それを財源に財テクを行う人がいたとされ、先の平成4年度税制改正で、延納を認める条件に「納期限までに金銭で納付することを困難とする事由」が存在するときに限る、との条件が加えられた。¹⁾

次に「物納」について述べると、相続税納付は原則、金銭納付（「延納」も金

図 2-9-4 相続税の納付方法



（出所）税制調査会「税制調査会関係資料集」（平成6年3月）306ページ。

金納付に含まれる）であるが、それが困難な場合の特例として、納税者による申請を条件に相続財産をそのまま納税する「物納」が認められた。図2-9-4に相続税納付のフローを示したが、物納を選択する場合は納付期限までに申請しなければならず、また、以下で示すように物納が可能な財産に関する規定や順序があった。²⁾

- | | |
|------|----------------------------|
| 第1順位 | 国債、地方債、不動産及び船舶 |
| 第2順位 | 社債及び株式並びに証券投資信託又は貸付信託の受益証券 |
| 第3順位 | 動産 |

物納が認められた場合、相続発生時の時価で財産が評価される。ただし、例えば土地については、国が管理・処分をするのに適当なものである場合に限られ、その権利関係が整理されていないケースなどでは物納は認められなかった。

地価の高騰とともに相続財産に占める土地の比率が高まり、土地がそのまま

表 2-9-4 相続税の納付の申請状況等

(単位：件、億円)

区 分	申 請		処 理			
			許 可		取下げ等	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
昭和63年度	410	409	118	59	189	142
平成元年度	515	977	97	51	241	304
平成2年度	1,238	1,333	459	492	288	405
平成3年度	3,871	5,876	532	356	541	786
平成4年度	12,778	15,645	2,113	1,571	1,140	1,356

(出所) 税制調査会「税制調査会関係資料集」(平成6年3月) 309ページ。

物納されるケースが急増した。物納件数の推移を表2-9-4に示したが、平成元年度には500件程度にすぎなかったが、平成3年度に3800件、更に平成4年度には約1万2800件に急増した。当時、物納が急増した理由の一つは地価のあまりの高騰でその売却が難しくなったことであったが、もう一つの理由として税制の問題が指摘された。この点は議論の本筋から少し外れるが述べておくと、土地を一度売却し金銭に換金して相続税を納めると、換金時に（キャピタルゲインが実現することから）まず譲渡所得税が課税され、更に相続の際に相続税が課される。物納すると譲渡益が未実現のため譲渡所得税が課されず相続税だけとなり有利なため、これが物納を促しているとの指摘が古くからなされていた。物納の急増でこの問題（物納が有利になっていること）が再び脚光を浴び、平成5年度税制改正で見直しが行われた。これまでの制度では、相続財産である土地等の一部を売却してそれを相続税の納税に充てる場合、その売却した土地に係る譲渡所得の金額の計算上、その売却した土地等に対応する部分の相続税額を取得費に加算して控除することを認めていたが、この平成5年度の改正で、その者が相続したすべての土地等に対応する相続税相当額を取得に加算して控除することを認める制度に改めた。

この制度に関しては主税局内部で様々な議論があったようである。税制の考え方における興味深い問題でもあり、その経緯に関する濱本英輔の口述を引用しておく。³⁾

昭和43年の税調で、…（中略）…所得税と財産税は別個のものだから、理論的に二重課税は問題にならないという整理になりました。つまりたまたま相続税と所得税が同時にかかるから大変だというのはわかるけれども、所得税は所得税の世界でやっていることであり、相続税は相続税の世界でやることなんだから別物なんであって、同時にそれがかかるということであってあり得るじゃないかという議論なのでございます。…（中略）…

とにかくケースとしまして、相続税と相続財産を売った場合の譲渡所得課税をあわせると負担がものすごく増えまして、計算の仕方によって、極端な例ですと100%超えてしまうケースが出てくる。これらは幾ら何でもいかんともしようがないということで、昭和45年に、相続財産を一定の期間内に売ったときに、相続税のうちで…（中略）…売却財産対応分取得価格に乗せて引く。これも非常に苦しいお知恵だったと思いますけれども、…（中略）…平成5年度には売った財産、従来の売却財産対応分を相続した土地にかかっていた相続税全体に拡大した。つまりこの土地を相続したときに払う相続税がありますけれども、その一部の土地を人に売るときに、〔譲渡所得の計算上〕その土地の取得価額に〔相続した土地に係る〕相続税全体を乗っけるという程度に改めたわけでございます。

これは非常に苦しゅうございました。何でそういう理屈が成り立つんだと諸先輩からもいろいろ追及を受けましたんですが、相続税を払うために土地を売るときに、広い土地の中のちょうどそれに見合った分だけ土地をうまく売ることがほんとうにできるのだろうか。大体はまとめて土地を売る。だから、相続税を払うためにこれ売るという行為自体が全体として必要になることもあるだろうということで、あまり論理的に整理されていない感じは残りますけれども、…（中略）…そういうことでございます。

すなわち、譲渡所得税と相続税の「二重」課税問題が、譲渡所得課税のかからない物納の急増でクローズアップされ、対応を行ったということである。

こうした問題もあったが、いずれにせよ当時、物納が急増した。その後、不動産取引が急減し地価の急落が始まる平成4年にかけてその傾向に拍車がかかる。厳しい経済環境の中で財産の売却がいよいよ難しくなり、物納を選択せざるを得ない個人が急増したのが、その原因であった。

これによって国や税理士の評価や事務に関する処理がパンクするといった状況が当時報じられたが、⁴⁾より深刻な問題となったのが、物納選択が認められ

ないケースであった。地価高騰の影響で数億円の相続税負担が発生したにもかかわらず、物納が認められず、財産の売却も難しい中で、そうした個人はたちまち資金繰りに窮し、銀行から多額の借金をする実態などが報じられた。物納が認められないケースとは、例えば土地の権利関係が複雑に絡むケースなどがあったが、当時盛んに報道されたもう一つのケースが、納税者が自ら申告時に延納による金銭納付を選択したケースであった。相続発生時の時価で相続税額は確定するが、土地の値上がりを期待していったん「延納」を選択して土地を保持し続け、地価が更に値上がり後に売却して納税をすれば、キャピタルゲインを得ることができる（先に述べたように、平成4年度改正までは「延納」の選択は比較的容易であった）。しかし、実際には地価は急落、土地の売却見通しが立たなくなったり、売却できてもその価格が下落して安く買い叩かれ、納税資金を確保できず資金繰りに窮する個人が続出した。これに関する当時の新聞報道を一つ示しておく。⁵⁾

2年前、東京都港区にある商業地を親から相続した会社員は、相続税を延納（分割払い）にしたのがつまずきのもとだった。当時の土地評価額は約10億円、相続税は5億円。「もっと値上がりしてから売れば負担が減る」と期待するうちバブル経済が崩壊。いい買い手はつかず、毎年の納税が苦しくなってきた。

それでもいったん相続した以上は放棄できない仕組みのため、泣く泣く評価額の半値以下、3億円で売却。相続税5億円にも足りず、2億円の借金だけが残った。

一方、3年前に親が東京都板橋区に評価額20億円近い土地を残して亡くなった兄弟の場合、取り分をめぐって裁判所まで持ち込んで争ううち地価が急落した。土地を全部売っても相続税9億円を払えるかあやしくなってきたため、「最近はやらしいではなく押しつけ合いが展開されている」と身内の1人は打ち明ける。

こうした問題が頻繁に起きて社会問題化し、地価は下落を続けたにもかかわらず、相続税の負担感はいっしょに高まった。平成5年8月に連立8党派による細川内閣が成立したが、こうしたバブル崩壊による相続税制の歪みへの対応が急務となり、平成6年度税制改正に向けて、相続税改革の機運が再び高まることとなった。

(2) 平成6年度税制改正

上記の背景を踏まえ、政府税制調査会も相続税の負担軽減を明確に打ち出した。「平成6年度の税制改正に関する答申」は、改正すべき具体的なポイントを次のように述べている。⁶⁾

- ① 最近における合計課税価格に対する相続税負担額の割合の上昇にかんがみ、その累進構造の緩和を図るために、現行の最高税率、最低税率を維持しつつ、税率区分の幅を拡大するとともに、制度の簡明化を図るため、現在13段階となっている税率の刻み数を減らすのが適当である。なお、課税最低限についても、計算の簡明化の見地から、その見直しを行うべきである。
- ② 事業用及び居住用の小規模宅地等の評価額から一定割合を減額する特例措置について事業あるいは居住が相続人により継続される場合に限って、その減額割合の拡大を図るべきである。なお、事業の継続と居住の継続とを区別する必然性に乏しいことから減額割合は同一とするのが適当である。
- ③ 生存配偶者の居住の場の確保が困難となっている状況に対処するため、民法の法定相続分までは非課税とする現行の配偶者に対する相続税の軽減措置は維持しつつ、最低保証額の引上げによる負担の軽減を行うべきである。その際、適正な申告を確保するため、軽減対象財産から仮装隠ぺいに係るものは除外することが適当である。

上記の①については、先の2で示した表2-9-1にあるように、相続1件当たりの税負担率が平成4年に18%と依然高水準であったこと、更に、一部の階層に相続税負担が集中していることなどが言われており、⁷⁾ その緩和のために累進税率構造をより緩やかなものにすべき、ということである。また、上記の②と③では、地価高騰で相続税負担が社会問題化した都市部の負担軽減を念頭に、小規模宅地の特例や、配偶者に対する負担軽減措置を強化すべきことを提案している。

結局、平成6年度税制改正では以下のような内容を中心とする改正が実施された。具体的な内容は既に先の表2-9-2で示している。

- ① 相続税の税率区分の見直しによる負担軽減
- ② 基礎控除の若干の引上げによる課税最低限の調整

- ③ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算特例の拡充
- ④ 配偶者の相続税負担の軽減措置を大幅に拡充

③については、居住用・事業用ともに200m²までの小規模宅地の課税価格の減額割合を80%に拡充した。更に④については、配偶者に認められる税額控除の上限を8000万円から1億6000万円に拡充した。これによって、次の式に示したように、公示地価10億円（200m²）の土地を配偶者が相続しても相続税が課税されないようになった。⁸⁾

$$\text{公示地価10億円} \times 0.8 (\text{路線価は公示地価の8割}) \times 0.2 = 1 \text{億6000万円}$$

⇒ 全額税額控除

なお、今回の改正では相続税の負担軽減を優先し、贈与税の負担軽減（税率見直し等）は行われなかった。⁹⁾

最後に、平成6年度改正ではもう1点、物納選択に係る特例が設置された。先に述べたように、地価が高騰していた折に財産を相続した個人の中には、更なる地価高騰を考えて延納を選択し、その後の不況で財産の売却が難しくなって資金繰りに窮する人が続出した。そこで、特例として、昭和64年1月1日から平成3年12月末の期間に相続で財産を取得し延納の許可を受けた人について、再度、物納選択を認める特例を設置した。その新たな届け出期限は平成6年9月末日とされたが、これによって約7200人（対象約7万3000人の1割）が新たに物納での納税を届け出たとされる。¹⁰⁾

このように、バブルの生成と破裂は相続税制度にも大きな爪痕を残した。しかし、これ以降地価は下落し、相続税負担も減少したため、こうした問題も次第に解消する。バブルの名残としては最後に1点だけ、（時期的に少し先になるが）平成8年度税制改正に触れておきたい。先の昭和63年改正で、預金などと比べると評価が低い土地を相続間際に駆込み的に購入する節税を防ぐため、相続前3年間に取得購入した不動産については相続時の価格（路線価など）でなく取得価格で評価する、との制度が設けられた。しかし、バブル末期に取得された財産がこの適用を受けた後、その価値が急落、結果として財産総額を上回る相続税が課されるといった事例が発生し、訴訟で争われる事態が発生し

た。¹¹⁾ 結局、平成8年度税制改正で、そうした節税行為は沈静化したことを理由に、この制度も廃止されることになった。

〔注〕

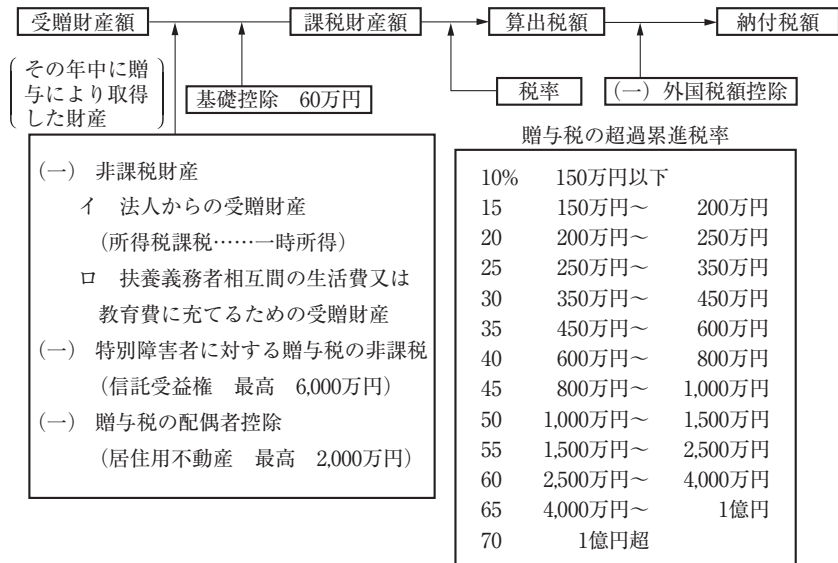
- 1) 延納制度の概要については、『改正税法のすべて』（平成4年版）の250ページにわかりやすい表が掲載されている。
- 2) 『改正税法のすべて』（平成4年版）251-252ページ。
- 3) 濱本英輔・元主税局長口述記録。
- 4) 『日本経済新聞』平成5年9月8日朝刊、平成6年2月21日朝刊（関西版）など。
- 5) 『日本経済新聞』平成5年8月18日夕刊。
- 6) 税制調査会「平成6年度の税制改正に関する答申」（平成6年2月）3ページ。
- 7) 『改正税法のすべて』（平成6年版）283ページには、課税価格上位2%の案件が相続税収総額の40%近くを負担する実態が示されている。
- 8) 『改正税法のすべて』（平成6年版）287ページ。
- 9) 同上 284ページ。
- 10) 『日本経済新聞』平成6年11月10日朝刊。
- 11) 『日本経済新聞』平成7年10月18日朝刊。

5 贈与税の改正について

先に述べたように、贈与税は生前贈与等で財産を取得した個人に課税され、相続税の補完税と位置付けられる。その改正は相続税と同時に行われることが多かったが、一方で、親から子へ財産の生前贈与を促して住宅購入を活性化させる、という住宅対策の観点から、相続税と別途の意図で改正が行われることもあった。以下では、贈与税の制度概要を説明した後、平成元年度から平成7年度税制改正までの経緯を説明する。

贈与税の概要を図2-9-5に示した。図は平成11年時の制度であるが、相続税に比べるとはるかにシンプルである。まず、その年に受け取った受贈財産の総額から非課税財産を除いた後、60万円の基礎控除を引いて課税財産額を計算する。ただし、婚姻20年以上の配偶者が居住用不動産や居住用不動産を取得するための金銭を贈与された場合は、2000万円まで配偶者控除を適用でき、¹⁾ また特別障がい者に対する贈与に対し非課税が認められる。こうして計算された課税財産額に対し、超過累進税率を適用して贈与税額を計算する。税率構造は最

図 2-9-5 贈与税の仕組み（平成11年）



(出所) 税制調査会「税制調査会関係資料集」(平成12年3月) 808ページ。

低税率10%、最高税率70%、税率区分は13段階に設定された。贈与税は昭和63年の「抜本的税制改革」で見直しがなされた後、平成4年度改正で税率構造、平成13年度改正で基礎控除がそれぞれ改められた。その推移を表2-9-5に示した。

贈与税の制度について、もう1点述べると、父母や祖父母から住宅取得資金に関する贈与を受けた場合の課税特例が存在した。この特例は昭和59年に創設されたが、平成の時代では住宅取得促進という景気対策の観点から、この制度の改革が注目を浴びることがあった。制度の概略を説明すると、一定額(例えば、平成元年では500万円)までの住宅取得のために贈与された資金に対する贈与税額は次の式で計算された。²⁾

表 2-9-5 贈与税の税率の推移

昭和50年		昭和63年		平成4年		平成15年	
税率	取得価額	税率	取得価額	税率	取得価額	税率	取得価額
%	万円以下	%	万円以下	%	万円以下	%	万円以下
10	50	10	100	10	150	10	200
15	70	15	120	15	200	15	300
20	100	20	150	20	250	20	400
25	140	25	200	25	350	30	600
30	200	30	300	30	450	40	1,000
35	280	35	400	35	600	50	1,000
40	400	40	600	40	800		～
45	550	45	800	45	1,000		
50	800	50	1,200	50	1,500		
55	1,300	55	2,000	55	2,500		
60	2,000	60	3,000	60	4,000		
65	3,500	65	7,000	65	10,000		
70	7,000	70	7,000	70	10,000		
75	7,000		～		～		
	～						
税率の刻み数	14	13		13		6	
基礎控除	60万円	60万円		60万円		(平成13年より) 110万円 (本則60万円)	

(出所) 税制調査会「税制調査会関係資料集」(平成6年3月)312ページ、国税庁『国税庁統計年報書』各年版により作成。

住宅取得のための贈与に対する税額

$$=(\text{贈与住宅取得資金}\times 1/5-\text{基礎控除})\times \text{税率}\times 5$$

上記の式によると基礎控除が実質的に5倍されるため、基礎控除が60万円のと
き、贈与額が300万円以下ならば贈与税額はゼロとなる。また、課税財産を
いったん5分の1にして限界税率表を適用し、それを5倍する「5分5乗方
式」をとるが、贈与税は累進税率構造を持つため、これによって適用される税
率が低くなり、税負担が軽減される。平成元年では、この特例が適用される贈

与額は年間500万円までであり、その年の所得が800万円までの個人に限って適用されたが、その後、住宅取得の促進による景気対策が重要となり、以下で述べるようにこれらの条件が緩められた。

次に、贈与税の改革経緯を説明する。贈与税は昭和63年の「抜本的税制改革」で、相続税と合わせる形で負担が軽減され、最高税率の75%から70%への引下げを含む累進税率構造の緩和と配偶者控除の拡充（1000万円から2000万円へ）が行われた。その後、平成4年度税制改正で再度、負担軽減が行われ、累進税率構造が緩和される。先の3で述べたように、この平成4年度改正では、路線価引上げによる負担増を相殺するために相続税の負担軽減が実施されたが、贈与税についても併せて税率構造緩和による減税が行われた。

一方、住宅取得資金の贈与を受けた場合の課税特例については、平成元年から平成7年度税制改正までの期間で二度、制度が拡充された。³⁾ 一度目は平成4年度税制改正であり、この特例が認められる所得要件が、年間800万円から1000万円に引き上げられた。この理由の一つが、日米構造協議による内需拡大要求であり、第6期住宅建設5箇年計画の下での住宅建設促進がその目的であった。⁴⁾ 二度目は平成6年度改正であるが、この年は不動産不況が深刻化したため住宅政策が重要となり、この制度の拡充がその一つに組み入れられた（第8節の8の(2)で触れた）。すなわち、所得要件を再度1200万円に引き上げるとともに、特例（先の式を活用した計算）が認められる贈与額を500万円から1000万円に大きく拡充、更に住宅面積などの制度適用要件が緩和（200m²から240m²になった）された。

〔注〕

- 1) この措置は、同一配偶者からの贈与につき、一生に1回適用できる。
- 2) 住宅取得資金用の贈与額が1500万円（平成12年の場合）を超える場合や、住宅取得資金以外の贈与がある場合は、その部分について「5分5乗方式」は適用されない。その場合の具体的な計算方法については、例えば『改正税法のすべて』（平成13年版）417ページなどに記載がある。
- 3) ただし、住宅面積などの制度適用要件の緩和などの細かい制度拡充は、平成5年度改正などほかの年にも行われている。
- 4) 例えば、平成3年3月6日の衆議院建設委員会での大塚雄司建設大臣（当時）の答弁などを参照のこと。